

**二見漁港岸壁外9施設
事業計画書**

小笠原島漁業協同組合

指定管理者候補者の提案額

1 施設名称

二見漁港岸壁外 9 施設

2 指定管理者候補者

小笠原島漁業協同組合

3 収支計画書

単位:千円

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
総支出額	5,922	5,922	5,922	5,922	5,922	29,610
利用料金収入	5,922	5,922	5,922	5,922	5,922	29,610
差引 (都への提案額)	0	0	0	0	0	0

1 管理運営に関する基本的事項

○管理運営に当たっては、漁港本来の機能を担保し、漁船とその他船舶の棲み分けを確実に行うとともに、漁船とその他船舶の適正な漁港利用の誘導を図り、指定施設の効率的な運営を進めます。

○当組合は、漁港漁場整備法の精神とその他法令等を遵守し、指定施設設置の趣旨を十分に踏まえた上で、二見漁港が、漁船とその他船舶の調和ある発展及び活力ある漁村社会の創設に資するよう、的確な事業運営を進めます。

2 漁船とその他船舶の利用調整

○二見漁港は、東京都が指定施設を設置する前からプレジャーボートの利用が多く、当組合は、漁港の適正な利用を図るため、プレジャーボートの不法係留の防止や漁港利用におけるルール・マナーの遵守を利用者に呼びかけてきており、漁港の無秩序利用の防止において民間の立場から協力しています。

○当組合は、小笠原で操業を行っている漁業者が加入している水産業協同組合法に基づく漁業協同組合であり、漁港の利用実態に精通し、漁船とその他船舶の適切な利用調整においてノウハウと実績を持っております。

○指定施設の利用上及び管理上で問題等が発生した場合には、会合や総会等を通じ全漁業者への速やかな周知を図り、確実かつ迅速な対応を行います。

3 安全対策・予防対策・災害時の連携体制

○施設の維持管理に当たっては、日常の巡回により施設の異常等がないかを点検するとともに、利用者に対しても施設の異常等を発見・感じた場合には直ちに管理者に連絡を行うよう要請し、適正な施設維持管理を行います。

○事故や災害発生時には、負傷者の救護及び利用者の避難誘導を最優先とし、迅速な状況把握に努めるとともに、別紙の連絡体制により東京都や警察、消防、村役場等へ速やかに情報伝達し、関係機関と連携した対応を行います。

【緊急連絡体制】

